

# サークル等団体設立・継続届の提出について

## I 記入の仕方

サークル登録名：ここに記載したものをサークル登録上の正式名称としますので、通称名でなく正式な名称を記入してください。

活動内容：活動の目標やモットー等を記入してください。商工会として活動内容を把握するためできるだけ詳細な内容を記入してください。

主な活動場所：主に練習等で使用している施設等を記入してください。活動場所が複数ある場合は、活動している場所を全て記入してください。

主な活動日・時間：通常活動する日時が決まっている場合には次のように記入してください。(例 ○○体育館 ○曜日○時～○時)

構成人数：構成員名簿の人数を男女別で記入してください。  
鎌ヶ谷市商工会会員5名以上を必要とします。  
構成員名簿と必ず数字を合わせて提出してください。

商工会担当：設立/継続届については商工会担当印が必要です。商工会職員の依頼をしてください。

活動予定：予定している活動、集会の曜日、時間・イベント・試合・大会等どのような活動をする予定なのかを記入してください。  
空欄ですと活動予定なしと判断し、休部若しくは、廃部扱いとする場合があります。

構成員名簿：別紙名簿を提出して下さい。

虚偽の申請があった場合には継続届の受付はできません。

団体役員名簿：商工会との連絡等で使用するので、代表者を記入してください。

スポーツ安全保険：体育系サークルは、スポーツ安全保険に加入することを勧めます。

文化系サークルにおいても、加入することが望ましいです。

## Ⅱ 設立・継続届に関する注意事項

- 団体継続届は一年更新です。毎年度提出するものです。提出がない場合、廃部扱いになりますので必ず期限内に提出してください。なお提出の際は商工会職員印（サイン）を忘れずに受け提出してください。（一部提出、一部本人控え）
- この団体設立・継続届提出後、記載内容の確認のため鎌ヶ谷市商工会福利厚生委員が代表者と面談することがあります。
- サークル活動が申請と異なるもの、規律を守らない、サークル活動としてふさわしくないと判断される場合（政治的活動・反社会的活動・株式投資・家庭教師・宗教勧誘、営利目的、商工会会員・商工会職員に不快をあたえる場合等）には登録を認めません。また、後日登録を取り消すこともあります。